

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

令和8年6月9日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 藪内 章良

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和8年度情報機器健康診断業務委託
- (2) 仕様等 仕様書によります。
- (3) 履行期間 契約日から令和9年3月31日までの間
- (4) 履行場所 仕様書によります。
- (5) 見積方法

見積書を提出期限内に提出し、仕様書に定める健康診断検査項目ごとの単価（消費税抜）に受診予定者数を乗じて算出した合計金額の最低価格をもって見積競争に付します。

なお、見積書には委託業務に要する一切の諸経費を含めることとします。

見積書には、健康診断検査項目ごとの単価（消費税抜、当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）と受診予定者数を乗じて算出した合計金額を記載することとします。なお、契約相手となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、くじ引き又は再度公告により契約の相手方を決定します。くじ引きを行う場合は、見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定します。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、入札事務に関係のない協会職員がくじ引きを行います。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (3) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (5) 令和8年度全国健康保険協会生活習慣病予防健診もしくは特定健診実施機関として全国健康保険協会奈良支部と委託契約を締結している者であること。
- (6) 履行場所が全国健康保険協会奈良支部からおおむね30分以内に到着できる場所であること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階

全国健康保険協会 奈良支部 企画総務グループ 担当：河野

電話（代表） 0742-30-3700

- (2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

上記(1)と同じ

仕様書の内容に質問があった場合は、仕様書を取得した者へ回答内容を連絡します。

(3) 見積書提出期限

期 限 令和8年6月23日 12時00分

(4) 見積書の提出方法

- ① 見積書(別添1)には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、宛名及び「令和8年6月9日公示[令和8年度情報機器健康診断業務委託]見積書在中」と記載しなければならない。
- ② 郵便(書留郵便に限ります。)により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和8年6月9日公示[令和8年度情報機器健康診断業務委託]見積書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記3(1)宛に見積書の提出期限までに送付しなければなりません。

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とします。

- (1) 提出期限までに到着しない見積書
- (2) 見積競争に参加する資格を有しない者による見積書
- (3) 記名押印を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 総価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、総価でない価格を記載した見積書(単価も同様)
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書
- (7) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (8) 同一案件の見積において、1人の者が2通以上の見積書を提出した場合における当該2通以上の見積書
- (9) (1)から(8)に掲げるほか、仕様書等の定め違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

5 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担してください。
- (2) 当協会の都合により見積競争を取りやめることがあります。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合があります。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (5) 契約保証金
全額免除とします。
- (6) 競争参加にあたっては、全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。
- (7) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないでください。

- (8) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこととします。
- (9) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできません。
- (10) 見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること（様式任意）。
- (11) 見積結果については当協会受付前に掲示します。（決定業者のみ連絡します。）
- (12) 請求にあたっては、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。
- (13) 契約書の有無 有
- (14) 手続きにおける交渉の有無 無

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。